

通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律②

平成21年4月2日

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

メディアサービスを確保するための枠組みの必要性

◆ 総合的な法体系のもとで、メディアサービスを確保するための枠組みは必要か。

(参考:放送普及基本計画の役割について)

- 放送法は、総務大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、電波法第7条第3項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して、「放送普及基本計画」を定めることとしている。
具体的には、「放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」「放送の種類」「放送対象地域」「放送系の数の目標」等を定め、放送が果たすべき機能・役割等を確保(注)するとともに、放送用に割り当てられることとされた周波数の有効利用にも資するものとなっている。
(注)放送が果たすべき機能・役割の確保の例
 - ・ テレビジョン放送やラジオ放送といった放送メディアの種類を定めることによって、特徴の異なる多様な放送メディアを確保。
 - ・ 公共放送と民間放送等といった放送主体の別等の放送の種類や、放送系の数の目標を定めることによって、メディアサービスに求められる多元性・多様性を確保。
 - ・ 放送対象地域を定めることによって、地域的な情報の提供を確保。

(参考:放送普及基本計画の対象について)

- 放送普及基本計画は、
 - ・ 地上放送(テレビジョン放送、中波放送、短波放送、超短波放送(県域放送/コミュニティ放送)等)
 - ・ 衛星放送(特別衛星放送、一般衛星放送(124/8度等のCS放送)の一部/テレビジョン放送、ラジオ放送等)を対象とし、
 - ・ 電気通信役務利用放送
 - ・ 有線テレビジョン放送
 - ・ 有線ラジオ放送は対象としていない。

- 周波数は有限希少であり、放送に利用できる周波数も限りがあることから、その利用の枠組みを定めないと、メディアサービスが果たすべき機能・役割を確実に確保することはできないのではないか。



- 現行の「放送普及基本計画」は、メディアサービスの市場について、その硬直化、参入の抑制等をもたらしていないか。

そのため、メディアサービスを確保するための枠組みが必要なのではないか。

- 「放送普及基本計画」のような一定のメディアサービスを確保するための計画は必要であるとしても、コンテンツ配信を行うサービスの多種多様化、メディアサービスを取り巻く環境の変化にかんがみ、現行の枠組みについて改める余地はあるか。

メディアサービスの確保の在り方

◆ すべてのメディアサービスを、確保すべきメディアサービスとする必要があるか。

【総論】

- メディアサービスに該当するものとして、現在の「放送」には、
 - ・ 地上放送(テレビジョン放送、中波放送、短波放送、超短波放送(県域放送／コミュニティ放送)等)
 - ・ 衛星放送(特別衛星放送、一般衛星放送／テレビジョン放送、ラジオ放送等)
 - ・ 有線テレビジョン放送
 - ・ 有線ラジオ放送があり、今後も技術革新等によって「放送」に当たるサービスが出現することも想定されるが、すべてのメディアサービスを確保すべきメディアサービスとして、放送普及基本計画のような枠組みの対象とする必要があるか。
- 有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送は、有限希少な周波数を用いないため、これまでと同様、放送普及基本計画のような枠組みの対象とする必要はないのではないか。

【対象とするメディアサービスの考え方】

- 確保すべきメディアサービスであるか否かは、メディアサービスごとの機能・役割から判断することが考えられるのではないか。
- そのほかに、どのようなことを勘案すべきか。

【メディアサービスの機能・役割とその確保の在り方】

- メディアサービスの機能・役割として、例えば、次の①～③を全国的及び地域的に多様な方法で果たすこと、が考えられるのではないか。
 - ① 「民主主義の健全な発達」「基本的情報の共有の促進」といった現代社会の基盤を形成する役割
 - ② 「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」といった役割
 - ③ 「専門情報の提供」といった国民の情報ニーズの多様化・高度化に応じた役割
- また、難視聴解消、地域間格差の是正といった役割の確保についてはどう考えられるか。
- 情報通信の高度化に伴って、コンテンツ配信を行うサービスの多種多様化が進展しつつある中においても、上記①～③のような機能・役割を果たすメディアサービスへの期待は変わっておらず、こうした機能・役割を果たすメディアサービスについては、今後も引き続き確保すべきものとする必要があるのではないか。
- ①～③の機能・役割を果たすメディアサービスを確保するに当たっては、こうした機能・役割の実現を通じた国民全体の公共の福祉の確保の必要性、国民の共有財産である周波数の利用の公平の観点、有限希少な周波数を用いるメディアサービスへの参入希望の多寡等を踏まえ、その参入に際しては、国が一定の関与を果たすべきではないか。

一定のメディアサービスを確保するための枠組みの内容

- ◆ 一定のメディアサービスを確保するための枠組みとして、どのような内容とすることが考えられるか。
現行の「放送普及基本計画」のように、「放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」「放送の種別」「放送対象地域」「放送系の数の目標」等を定める手法は適当か。

(参考: 現行制度の概要)

- 現在の放送普及基本計画は、
 - ① 基本的事項として、
 - ・ 放送を国民に最大限に普及させるための指針
 - ・ 放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針
 - ・ その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項
 - ② 放送主体の区分として、二元体制(NHK及び一般放送事業者)、
 - ③ メディアの区分として、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、多重放送、
 - ④ 放送対象地域として、県域、全国等、
 - ⑤ 放送系の数の目標として、放送対象地域ごとの放送系の数、
等を定めており、これにより、計画的な普及を図る放送が、期待される機能・役割を果たすことができるようにしている。

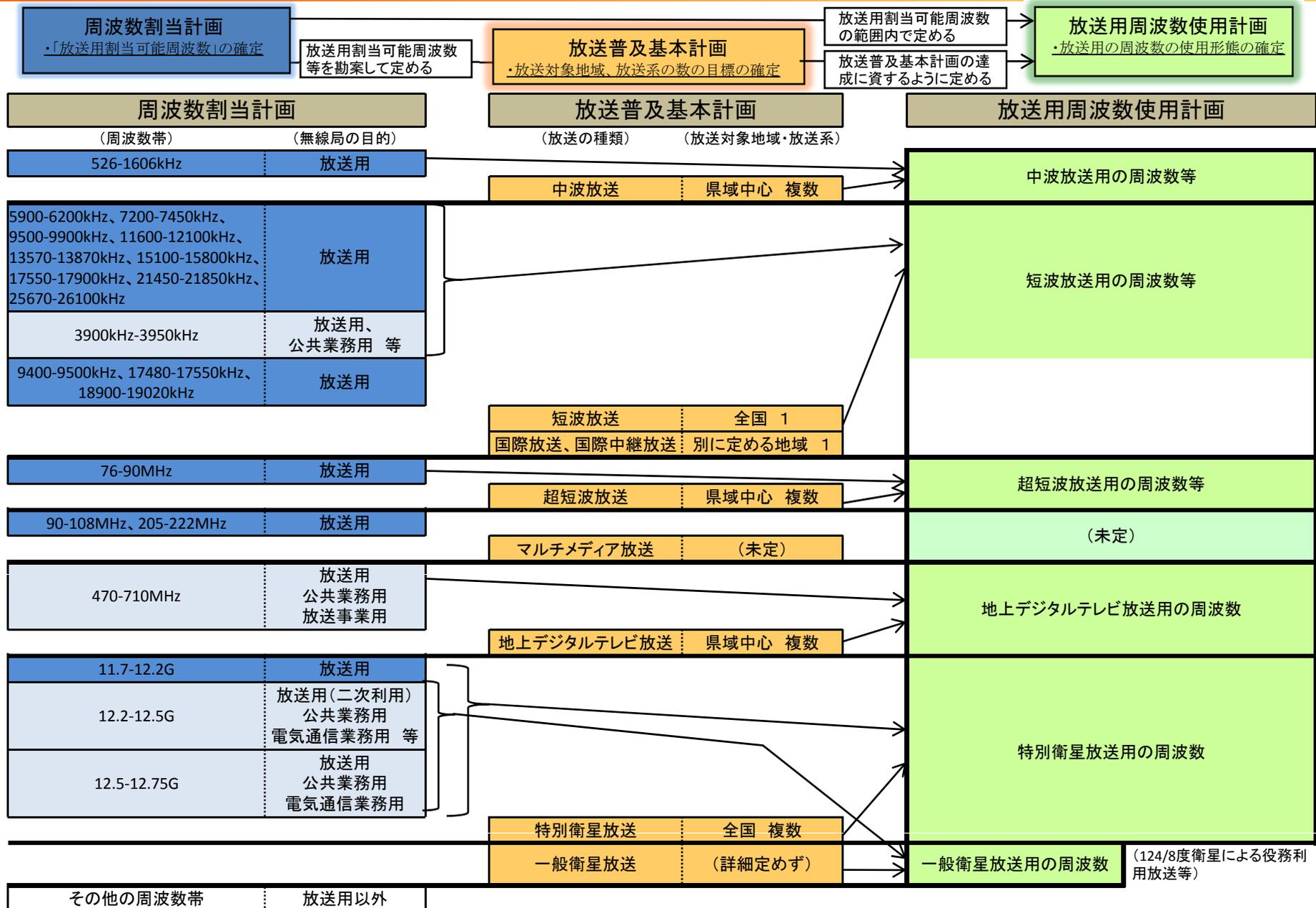
【放送普及基本計画の内容について】

- 総合的な法体系においても、一定のメディアサービスを確保するための枠組みは、そのメディアサービスに期待される機能・役割を確保する内容とする必要があるため、引き続き「放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」「放送の種別」「放送対象地域」「放送系の数の目標」等を定める必要があるのではないか。
- 他方、確保すべきメディアサービスであっても、その制約を必要最小限としたり、柔軟化を図ることにより、利用者ニーズにも合致した新たな事業展開を可能とすることが適当ではないか。

現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の意義

計画の別	根拠	目的	記載事項	定める際の勘案事項
周波数割当計画	電波法第26条	<ul style="list-style-type: none"> 割り当てることが可能な周波数の表であって、免許の申請等に資するために総務大臣が作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 割り当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、 <ol style="list-style-type: none"> 無線局の行う無線通信の態様、 無線局の目的、 周波数の使用に関する条件、 等を記載する。 	
放送普及基本計画	放送法第2条の2	<ul style="list-style-type: none"> 放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために総務大臣が定めるものとされている計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送局の置局に関し、 <ol style="list-style-type: none"> 放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、 放送の区分ごとの放送対象地域、 放送対象地域ごとの数の目標 を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。
放送用周波数使用計画	電波法第7条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画に定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように総務大臣が定める計画。 	<ol style="list-style-type: none"> 放送をする無線局に使用させることのできる周波数 その周波数の使用に関し必要な事項 を定める。	<ul style="list-style-type: none"> 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち、放送をする無線局に係るものの範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定める。

現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の関係



注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。

注2 周波数割当計画の「～用」は無線局の目的を指し、「放送用」のみとされている周波数帯を濃い青と、「放送用」に加えてそれ以外も記載されている周波数帯を薄い青としている。

注3 資料はすべての放送について記載しているものではない。

放送普及基本計画の概要

放送普及基本計画の対象である放送

放送普及基本計画の対象外の
放送・有線放送

【地上放送】			【衛星放送】		
HDを含むテレビジョン放送			【特別衛星放送】(110度BS・CS放送)		
NHK総合	関東・中京・近畿・ その他の県域	各地域1	テレビジョン放送		
NHK教育	全国	1	NHK難視	全国	1
学園	関東広域	1	NHK総合	全国	2
民放	関東・中京・近畿 + 県域	地域により 1~6	学園	全国	1
中波放送			民放(特定標準テレビ)	全国	7
総合NHK	関東・中京・近畿・ その他の県域	各地域1	民放(特定標準テレビ以 外)	全国	43~65程度 外)
NHK教育	全国	1	超短波放送		
民放	県域	地域により 1~4	学園	全国	1
短波放送			【一般衛星放送】(124/128度CS放送等)		
民放	全国	1	-	-	-
超短波放送			移行中		
NHK総合	県域	各地域1	【有線放送・有線役務利用放送】		
学園	関東広域	1	【テレビジョン放送】		
民放	関東・中京・近畿 + 県域	地域により1 or2	-	-	-
外国語	東京都特別区等	各地域1	【ラジオ放送】		
コミュニティ	コミュニティの特性発揮	個別措置	-	-	-

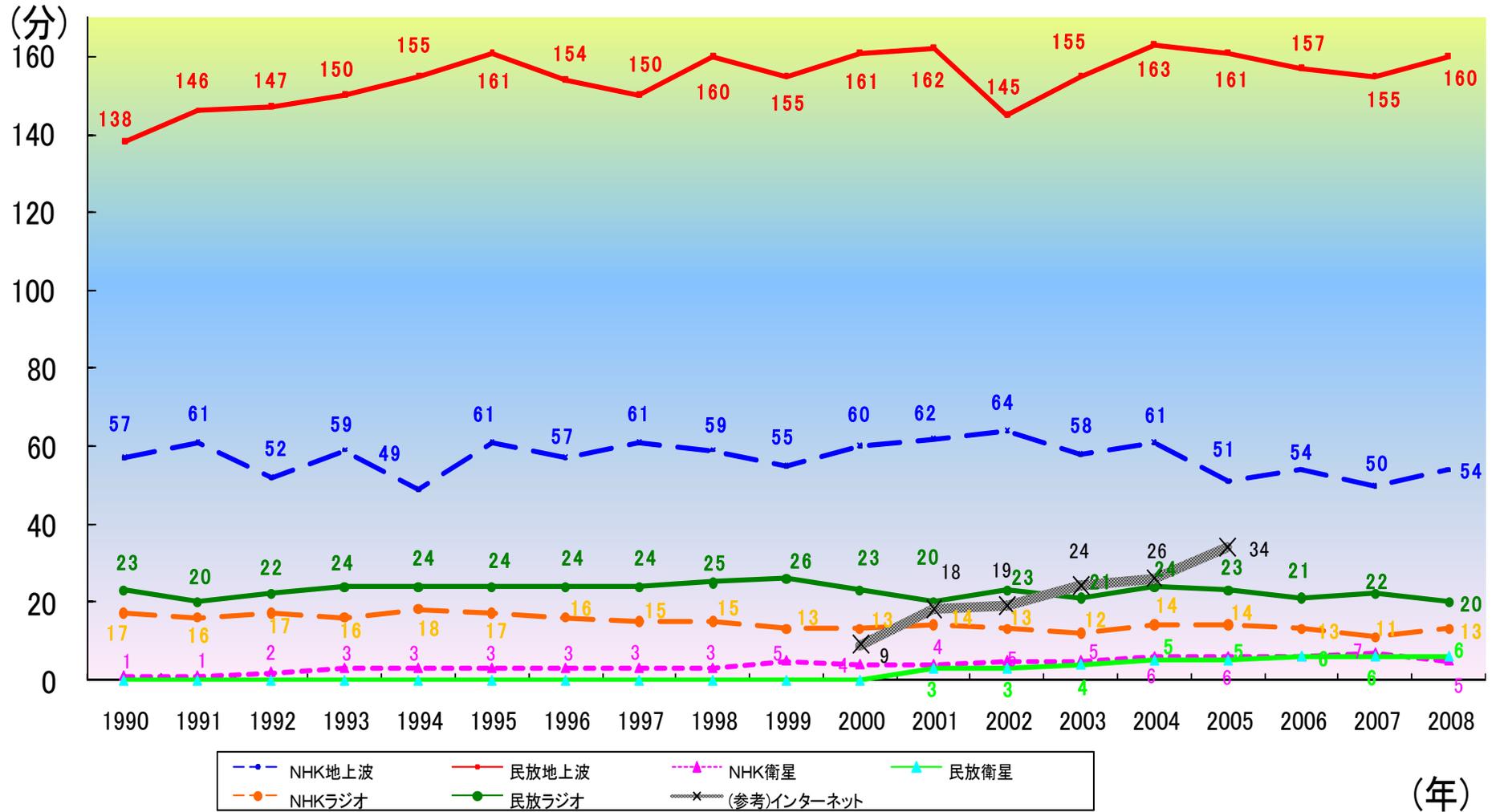
【衛星役務利用放送】		
【一般衛星放送】(124/128度CS放送等)		
-	-	-

【有線放送・有線役務利用放送】		
【テレビジョン放送】		
-	-	-
【ラジオ放送】		
-	-	-

注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。
注2 各表は左から放送主体、放送対象地域、放送系(又は放送番組)の数を示す。

(参考1)各放送メディアの視聴時間の推移

各放送メディアの視聴時間の推移

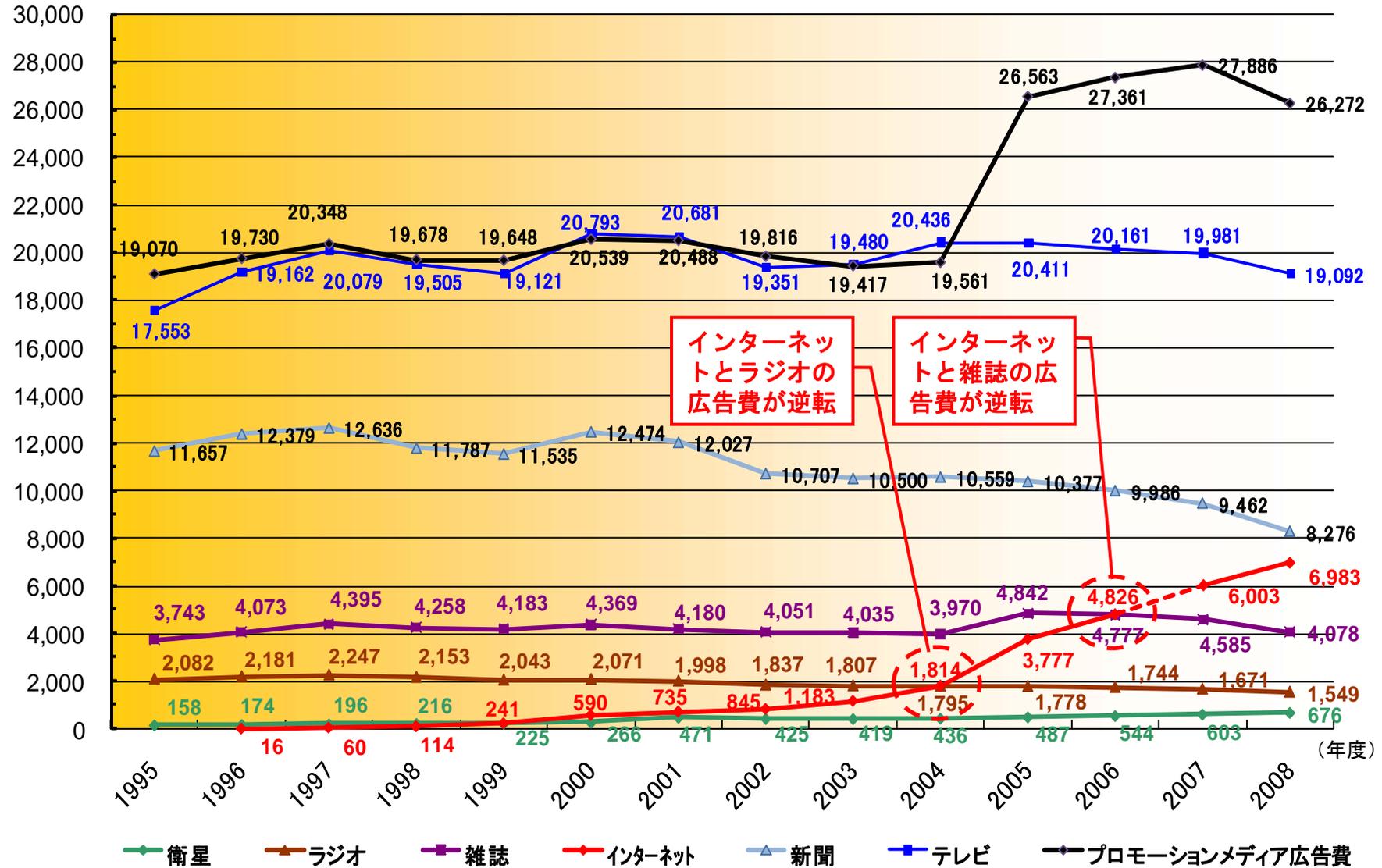


(注) 数値は、全国民平均のもの。1日あたりの視聴時間を週平均から算出。

(出典: テレビについては、NHK「全国個人視聴率調査」の毎年6月期のもの。インターネットについては、総務省情報通信白書より引用。)

(参考2)メディア別広告費の推移

(単位:億円)



(注1)衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費

(注2)プロモーションメディア広告…ダイレクトメールやフリーペーパー、フリーマガジン等の販売促進を目的とする短期的な広告

(注3)近年の広告界の変化を反映して、2007年に広告推定範囲を改訂し、2005年に遡って再集計している。

(出典)『情報メディア白書 2009』、「2008年(平成20年)日本の広告費」(電通及び電通総研ウェブサイト)より作成

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

メディアサービスの事業形態の柔軟化

◆ 現行の法体系では、放送の種別によって、「放送施設の設置」と「放送番組の編集」について一致又は分離の制度の別が切り分けられているが、新たな法体系に移行するに当たって、どのように考えるべきか。

<現状>

◇ 放送関連4法のうち、基本的に、

- ・ 放送法の放送（受委託放送を除く）、有線テレビジョン放送法の有線テレビジョン放送（チャンネルリース制度を利用した放送を除く）の制度は、放送施設の設置と放送番組の編集について同一の者が事業主体となることのみを前提としている。
- ・ 放送法の受委託放送制度、有線テレビジョン放送法のチャンネルリース制度、電気通信役務利用放送法の電気通信役務利用放送の制度は、放送施設の設置と放送番組の編集について、異なる者が事業主体となることのみを前提としている。
- ・ 有線ラジオ放送の運用の規正に関する法律の有線ラジオ放送の制度は、放送施設の設置と放送番組の編集について、同一の者が事業主体となること及び異なる者が事業主体となることのいずれも前提としている。

○ 現行の法体系では、放送の種別に応じて、放送の事業形態が規律されているが、新たな法体系において、こうした状況を見直し、メディアサービスの事業形態の柔軟化を図る必要はあるか。

【現行の放送メディア別の事業形態の規律】

	地上放送	衛星放送 (受委託放送)	役務利用放送	有線テレビジョン放送	チャンネルリース制度を利用した有線テレビジョン放送
事業形態	一致	分離	分離	一致	分離
放送番組の編集		【放送法】 ・委託放送業務を行おうとする者 ↓ ・認定	【役務利用放送法】 ・電気通信役務利用放送を行おうとする者 ↓ 登録	【有線テレ法】 ・有線テレビジョン放送の業務を行う者 ↓ ・届出	
放送施設の設置	【電波法】 ・放送局を開設しようとする者 ↓ ・無線局免許	【電波法】 ・受託放送をする放送局を開設しようとする者 ↓ ・無線局免許	— (電気通信事業者等)	・有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行おうとする者 ↓ ・許可	— (有線テレビジョン放送施設設置者)

○ 柔軟化を図る場合、それによって想定される懸念としてどのようなことが考えられるか。これについてどう考えるべきか。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

新たな法体系における番組規律の在り方

◆ 番組規律については、どうあるべきか。

【基本的な考え方】

- メディアサービスは、その送信形態の特徴から一般に社会的影響力が強いものであることや、有限希少な周波数を用いるものであり、民主主義の健全な発達や、基本的情報の共有の促進など公共の福祉の確保を図る上で、一定の機能・役割を果たすことが期待されるものであることから、番組規律は引き続き必要ではないか。
- 我が国においては、放送番組の適正向上について、放送事業者の自主自律によることを基本とし、放送番組審議機関についての規律をしているが、放送番組の編集の自由を踏まえ、こうした枠組みは引き続き必要ではないか。
- 番組規律の内容については、すべてのメディアサービスの種別についてメディアサービスに期待される機能・役割は、同一ではないことから、期待される機能・役割の違いを考慮したものとする必要があるのではないか。

◆ 必要な番組規律は何か。

【期待される役割・機能の確保に見合った規律】

- すべての放送に共通した規律は必要か。例えば、番組準則(番組準則により政党放送や宗教放送はできないと解されている)や訂正放送のような基本的な規律について、どのように考えられるか。
- 例えば、「民主主義の健全な発達」「基本的情報の共有の促進」といった現代社会の基盤を形成する役割、「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」といった役割を地域的に果たすために確保すべきメディアサービスについては、引き続き「調和原則」「災害放送」等を中心として現在の番組規律をすべて課すべきではないか。
- 加えて、こうしたメディアサービスについて、期待されるメディアサービスの機能・役割が確実に図られるような仕組みは考えられないか。例えば、「民主主義の健全な発達」「基本的情報の共有の促進」といった現代社会の基盤を形成する役割を果たすことを期待した規律である「調和原則」が適切に行われるよう、放送事業者が自らの放送番組の調和度合いをディスクローズすることは、考えられないか。
- 確保すべきメディアサービスであっても、「専門的情報の提供」といった役割を果たすことを期待されるものについては、どのように考えるべきか。
- 例えば、電気通信役務利用放送は、有線テレビジョン放送とは異なり、「教育番組の教育課程基準準拠」「学校向け放送における広告の制限」の規律が課されているが、どのように考えるべきか。
- 他方、有線テレビジョン放送は、「放送番組の保存義務」が課されていないが、どのように考えるべきか。

現行の番組規律の概要

規律の種類 (放送法での条項)	条文の概要	放送		委託放送	役務放送	有線テレビ
		テレビ	ラジオ			
放送番組編集の自由(§3)	放送番組は、法律に定める権限に基づく場合に限り、何人からも干渉され、又は規律されることがない。	○	○	○	○	○
番組準則 (§3の2I)	公安・善良風俗	○	○	○	○	○
	政治的公平	○	○	○	○	○
	事実の報道	○	○	○	○	○
	論点の多角性	○	○	○	○	○
調和原則 (§3の2II)	放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならない。	○ ・例外：特別な事業計画による放送	× (NHKのラジオは適用)	○ ・例外：同左	×	×
教育番組の教育課程基準準拠(§3の2III)	放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たっては、(略)、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにならなければならない。	○	○	○	○	×
字幕・解説番組の努力義務(§3の2IV)	テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、(略)視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び(略)聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにならなければならない。	○	×	○	○	○
番組基準の制定(§3の3)	放送事業者は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。	○ ・例外：省令で定める放送、臨時の放送	○ ・例外：同左	○ ・例外：同左	○	○
放送番組審議機関の設置等(§3の4)	放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。	○ ・例外：省令で定める放送、臨時の放送	○ ・例外：同左	○ ・例外：同左	○	○
訂正放送・取消放送制度(§4)	放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。	○	○	○	○	○
放送番組の保存義務(§5)	放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(略)放送番組を保存しなければならない。	○	○	○	○	×
再放送(再放送同意)(§6)	放送事業者は、他の放送事業者(略)又は電気通信役務利用放送事業者(略)の同意を得なければ、その放送(略)又は電気通信役務利用放送(略)を受信し、これらを再放送してはならない。	○	○	○	○	○
災害放送(§6の2)	放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにならなければならない。	○	○	○	×	×
広告放送の識別のための措置義務(§51の2)	一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにならなければならない。	○	○	○	○	×
候補者放送(同等条件の放送義務)(§52)	一般放送事業者が(略)公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなくにかかわらず、同等の条件で放送をさせなければならない。	○	○	○	○	○
学校向け放送における広告の制限(§52の2)	一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。	○	○	○	○	×
放送番組の供給に関する協定の制限(§52の3)	一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。	○	○	○	○	×
受託内外放送の番組編集(§52の27)	委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たっては、(略)当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。	×	×	○	○	×

注 有線ラジオ放送は、「放送番組編集の自由」「番組準則」「訂正放送・取消放送制度」「再送信」「候補者放送」のみを規律。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

表現の自由享有基準の必要性

◆ 表現の自由享有基準については、引き続き維持する方向でよいか。

【基本的な考え方】

- 表現の自由享有基準（放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができる限り多くの者によって享有されるようにするための基準）は、放送の「多元性」「多様性」「地域性」を確保し、それによって、視聴者の利益を確保することを重要な目的としているものであり、メディアサービスの機能・役割を踏まえると、引き続き必要ではないか。
- 個々の規律については、メディアサービスの種別ごとに検討すべきではないか。

（参考：現行制度における表現の自由享有基準の意味）

- 表現の自由享有基準は、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように、
 - ・ 地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できないこと、
 - ・ 衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できないこと、
 - ・ 有線放送について、業務区域が重複する地上放送事業者等が有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないこと、等とする原則。

◆ 放送施設を担う者について、表現の自由享有基準は必要か。

【基本的な考え方】

- 現在の受委託放送制度では、受託放送事業者（放送施設を担う者）は「放送番組の編集」に影響を及ぼすことがないことから、表現の自由享有基準の対象としていないが、こうした取り扱いは今後も同様とすべきか。

「放送局に係る表現の自由享有基準」(マスメディア集中排除原則)等の概要

「表現の自由享有基準」とは、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように、

- ① 地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できないこと、
- ② 衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できないこと、
- ③ 有線放送について、業務区分が重複する地上放送事業者等有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないこと、とする原則。

参入先 参入主体(注2)	地上放送	特別衛星放送		一般衛星放送 (124/8度CS)	有線役務利用放送	有テレ放送
		BS	110度CS			
地上放送事業者等	× (注3)	× (注4) (注5)	2トラポン まで(注5)	12トラポン まで	× (業務区域が重複する 場合が不可)	× (一定の場合は可能)
特別衛星 放送	BS	1事業者 まで(注3)	4トラポンまで	24トラポン まで	なし	× (一定の場合は可能)
	110度CS				なし	× (一定の場合は可能)
一般衛星放送(124/8 度CS)事業者等	なし				× (一定の場合は可能)	
有線役務利用放送 事業者等	なし				なし	
有テレ事業者等	なし	なし				
放送事業者等以外	なし	なし				

注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。

注2 放送事業者「等」とは、放送事業者の議決権の1/10超を有する者又は放送事業者がその議決権の1/10超を有する者等をいう。

注3 二事業者目以降については、放送対象地域が重複する場合1/10超、重複しない場合1/5以上の議決権を保有することができない。ただし、認定放送持株会社制度による場合は別に基準があり、それによらない場合であっても、同一放送対象地域におけるテレビジョン放送とラジオ放送の兼営等の例外がある。

注4 2分の1以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより、0.5トランスポンダのみ支配することが認められている。

注5 地上放送と特別衛星放送の兼営等については、原則として認められておらず、例外的に、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BS放送・110度CS放送それぞれについて、事業の立ち上がりの時期に一定の特例が認められた経緯があるところ、いずれ適切な時期にこれらの特例の評価を総括し、将来的に特別衛星放送全体として統一的な基準へと以降していくことが望ましいと考えられる。

現行の「認定放送持株会社」制度の概要

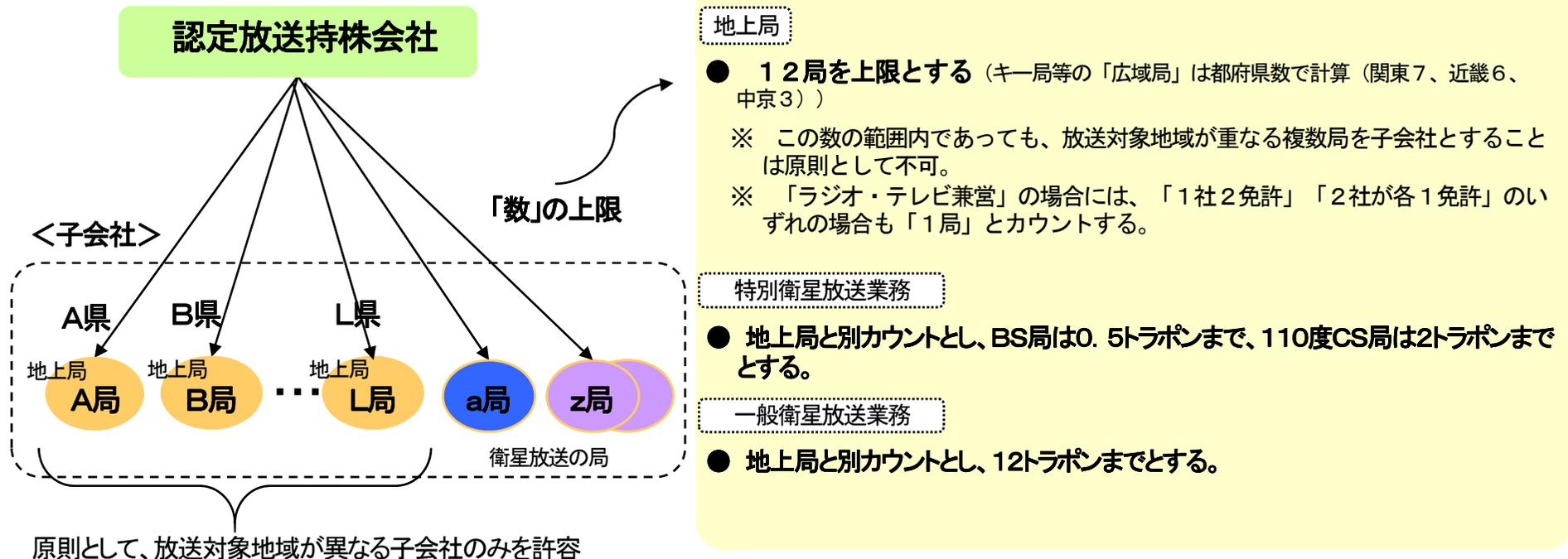
平成19年の放送法の一部改正により、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加え、経営基盤を強化する観点から、放送事業者が認定放送持株会社を設立して、他の放送局を子会社化できるようになった。（放送法第52条の30）

なお、子会社化できる局数については、表現の自由享有基準において特例を設けて規定。（電波法第7条第2項第4号及び放送法第52条の33関連）

- 認定放送持株会社とその子会社との関係では、放送局に係る表現の自由享有基準の適用を緩和し、認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数の合計が12以下であれば、子会社は放送局を開設できる（その子会社が他の放送事業者を支配すること等は緩和しない。）。
- 「特例的緩和措置」については、認定放送持株会社制度の趣旨に抵触等するものを除き、原則適用する。

<例>

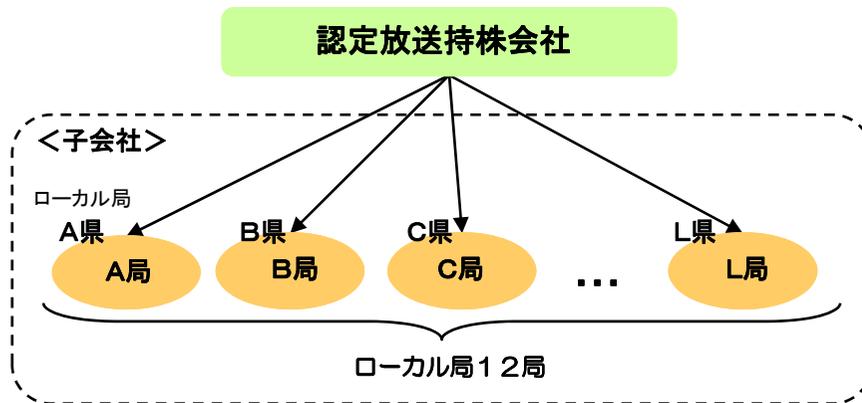
- ① ラテ兼営の特例、ローカル局の合併・支配の緩和特例(例:九州各県の7局は合併可等)により、持株会社の子会社相互間の合併等を認める。
- ② 平成15年に定められた経営破綻の場合の特例は適用しない。



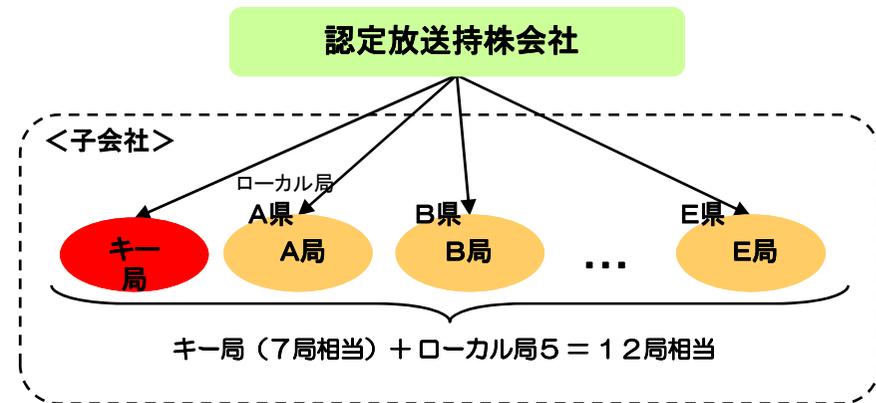
(参考)「認定放送持株会社」のイメージ

● 地上局のみの場合

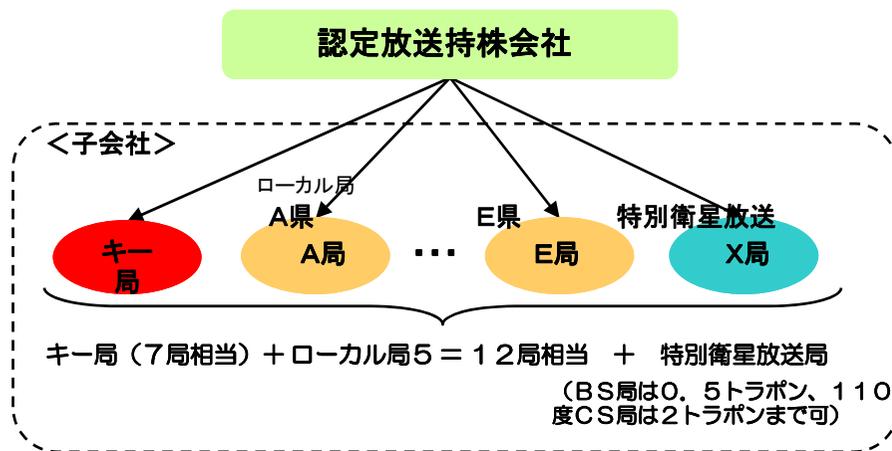
(1) すべてローカル局の場合



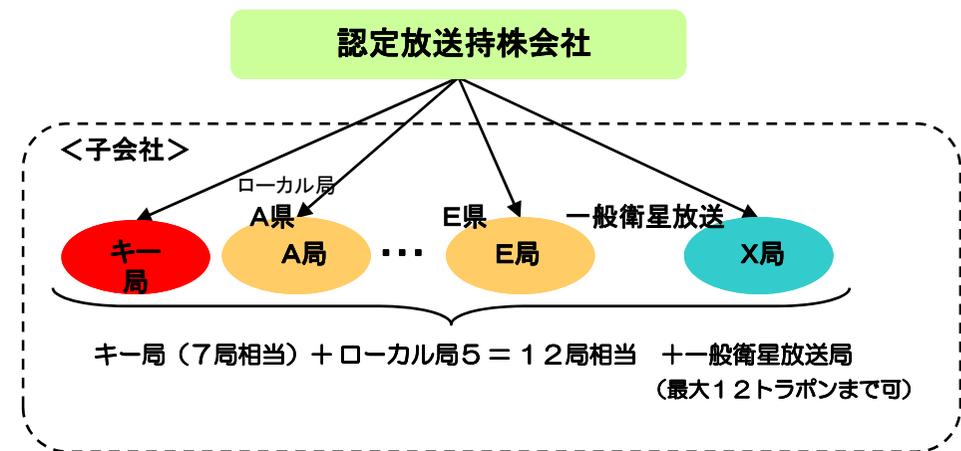
(2) キー局を含む場合



● 特別衛星放送業務



● 一般衛星放送業務



表現の自由享有基準の規律の具体的な方向性

◆ どのような規律とすべきか。

【地上放送に関する表現の自由享有基準】

○ 地上放送の表現の自由享有基準は、基本的に「同一放送対象地域内の規律」と「異なる放送対象地域間の規律」に分けることができる。それぞれについて、どのような方向性が考えられるか。

なお、「異なる放送対象地域間の規律」については、平成20年の放送法の一部改正の認定放送持株会社制度の導入により、相当に緩和されていることを考慮するべきではないか。

【特別衛星放送に関する表現の自由享有基準】

○ 特別衛星放送については、以下の観点をも踏まえつつ、より慎重な検討を行う必要があるのではないか。

- ① 特別衛星放送については、既に約4割の世帯に普及しており、三波共用受信機の普及に伴い今後とも一般世帯への普及の拡大が見込まれていること。また、これに伴い、同放送への参入希望者が多いこと。
- ② 平成23年以降、特別衛星放送用周波数が全体として24周波数まで拡大すること等を踏まえ、平成21年2月の総務省令改正により、1者が支配することができる周波数の上限を最大4周波数まで緩和したところであるが、同放送については、今後これ以上周波数が拡大する見通しが立っていないこと。
- ③ 特に地上放送事業者による特別衛星放送への参入については、基幹的なメディアとして位置付けられ、地域社会を基盤として放送を行う地上放送と、準基幹的なメディアとして位置付けられ、全国を対象として放送を行う特別衛星放送とは、それぞれ異なるメディアとして多元性を確保しつつ発展していくことが期待されること。

【確保すべきメディアサービス以外の放送に関する表現の自由享有基準】

○ 確保すべきメディアサービスにおいて表現の自由享有基準等によって「多元性」「多様性」「地域性」が確保されるのであれば、それ以外のメディアサービスについては、表現の自由享有基準によりこうしたことを確保する枠組みとしなくても、大きな支障は生じないと思えることはできないか。

【メディアサービス間の表現の自由享有基準】

○ 現在の表現の自由享有基準は、メディアサービスの種別ごとの規律のほかに、メディアサービス間の規律もあり、地上放送事業者については、他のメディアサービスの種別に係る放送事業者の支配について、当該地上放送事業者の放送対象地域における多元性の確保等のため、一定の規律が課されているが^(注)、こうした規律についてどのように考えるべきか。

(注)例えば、地上放送事業者は、特別衛星放送及び一般衛星放送について他の放送事業者等と比べて支配できる周波数の上限が少ないほか、その放送対象地域において、有線テレビジョン放送事業者や有線役務利用放送事業者を支配することができないものとされている。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- ☑ あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

◆ あまねく受信努力義務は必要か。

【基本的な考え方】

- 確保すべきメディアサービスについては、その確保のため、あまねく受信努力義務は必要ではないか。
- NHKは、中波放送又は超短波放送及びテレビジョン放送について、あまねく受信義務が課されているが、確保すべきメディアサービスにおけるNHKの位置づけからすれば、当該義務は引き続き必要ではないか。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- ☑ オープンメディアコンテンツに関する規律

オープンメディアコンテンツに関する規律①

◆ 総合的な法体系において、オープンメディアコンテンツに係る違法・有害情報対策として、プロバイダ責任制限法による責任制限の範囲を、違法情報全般や、刑事上の責任まで拡大することは必要か。

【基本的な考え方】

○ 違法な情報への対応については、

- ・ 青少年インターネット環境整備法(平成20年法律第79号)附則第3条により、「施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていること、
- ・ 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終報告書(平成21年1月)により、「当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ」、「各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに、青少年インターネット環境整備法関連の取組の評価が行われるまでの間、取り組むべきこと」とされていること、

等を踏まえ、総合的な法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが必要なのではないか。

(参考:「インターネット上の違法・有害情報への対策に関する検討会」最終報告書(関連部分要約))

- インターネット上の違法情報には、大別すると特定の他人の権利を侵害する情報(権利侵害情報)と社会的法益を侵害する情報(社会的法益侵害情報)があり、社会的法益侵害情報に対する自主的取組を促進する方策として、プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大が考えられる。
具体的には、プロバイダ責任制限法の適用を社会的法益侵害情報に拡大し、プロバイダ等が、社会的法益を侵害する違法な情報だと考えて削除したところ、実はその情報は違法ではなかったという場合について、プロバイダ等において違法と信じるに足りる相当な理由があった場合には、削除したことによる発信者に対する損害賠償責任を制限するという方法が考えられる。
この方法は、プロバイダ等に新たな負担や不利益を課すものではないこと、発信者からみて既に権利侵害情報で行われているのと同程度の制限となるにすぎないこと、行政権による表現行為に対する不当な制約になる懸念もないこと等から、重大な法的問題や弊害は少ないと考えられる。
他方、大手のプロバイダ等を中心に、既に自主的対応として違法情報の削除が進んでおりこれによって削除の件数が大幅に増えることは見込めないこと、ガイドラインや約款に沿って送信防止措置をとっている限り法的リスクはそれほど高くなくプロバイダ責任制限法の適用を拡大するべきとのニーズは多くないこと、違法情報を放置するようなプロバイダ等に対しては効果が限定されていると考えられることといった考え方もある。
- そのため、自主的取組を通して適切な管理に努めるプロバイダ等については、そのような取組をしていない通常のプロバイダ等と比較して責任の制限を受けることのできる適用範囲を拡大し、他方、違法情報の存在を認識しながら放置するというように不適切な管理運営を行うプロバイダ等については、通常のプロバイダ等と比較して放置したことによる責任の追及を容易化することにより、自主的取組をさらに促進するという仕組みが考えられる。
この仕組みは、自主的取組を法制面から支援する方策として、基本的には望ましい方向性をもっているといえるが、理論的根拠・正当性、対象の範囲、要件の具体的内容など検討すべき課題は多岐に渡り、議論も必ずしも十分に深まっていないことから、今後、現実に法制化が可能かどうかも含め十分な検討が不可欠である。
- 以上のことから、当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ、各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに青少年インターネット環境整備法関連の取組の評価が行われるまでの間、取り組むべきことと考えられる。

オープンメディアコンテンツに関する規律②

- ◆ 有害情報について、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の成果等を踏まえ、どのような制度的な対応が考えられるか。

【基本的な考え方】

- 有害情報への対策については、青少年インターネット環境整備法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化を踏まえ、
 - ・ フィルタリングサービスの導入促進及び改善
 - ・ 「eネットづくり宣言」といった自主憲章的な目標を共有することを宣言する仕組みなど、違法・有害情報対策について民間における自主的取組を推進すること、
 - ・ 第三者機関、企業や個人等のコンテンツ発信者、利用モニターの参画を得た実証プロジェクトの実施など、セルフレイティングの普及を促進すること、
 - ・ 違法・有害情報検出技術の開発支援など、違法・有害情報対策に資する技術開発支援を進めること、
 - ・ 産学の連携を通じて、学校・家庭・地域において利用者を育てる取組を促進すること
- 等について2011年度までに取り組んでいくことが適当ではないか。

(参考)「青少年インターネット環境整備法」について

- 先の第169回国会において、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、6月11日に成立。本年4月1日から施行。
- 施行後3年以内（2011年度まで）に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

基本理念

インターネットを適切に活用する能力

フィルタリングサービスの促進

国等による民間活動の支援

政府

関係閣僚会合（内閣府に設置）

会長: 内閣総理大臣
委員: 内閣官房長官、その他国務大臣（総務大臣等）

策定

基本計画

- ・基本方針
- ・インターネットを適切に活用する能力の教育
- ・フィルタリングサービスの性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等

支援

民間

携帯電話会社
インターネット接続事業者
パソコンメーカー

フィルタリング提供義務

フィルタリングを開発する事業者等

開発の努力義務

サーバーの管理者等

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年